

5 化学物質管理マニュアルの作成

(1) マニュアル提出の要件

札幌市にある全事業場での常時使用従業員数（p9）が21人以上で、特定管理化学物質（p10）を年間100kg以上取り扱っている事業者は、条例で化学物質自主管理マニュアルを提出することとなっています。指針の**4 化学物質自主管理マニュアルの作成**は、提出すべきマニュアルの内容について述べています。

(2) 化学物質自主管理マニュアルの記載例（p21～）

このマニュアルは、様式17に、必要事項を記入の上、事業場独自のマニュアルを添付して提出してください。特に様式は定めませんが、指針の**4 化学物質自主管理マニュアルの作成**を参考にして作成してください。

～指針抜粋～

4 化学物質自主管理マニュアルの作成（化学物質自主管理マニュアル提出該当事業者に適用）

条例第85条の規定による特定管理化学物質取扱事業者は、化学物質自主管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成すること。このマニュアルは、「3 化学物質の適正な管理に関する事項」を参考にして次に掲げる事項について把握し、又は定め、これを記載した書面又は図面をとりまとめたものとする。

なお、マニュアルは、理解しやすい内容とするとともに、必要に応じて随時見直しを行うこと。

さらに常に特定管理化学物質に関する情報収集に努めるとともに、得られた情報も参考にして特定管理化学物質の使用量の削減や、より有害性の低い化学物質の選定・代替、設備の改善、工程の見直しを行うなどにより、特定管理化学物質の環境への排出を抑制するよう努めること。

(1) 取り扱う特定管理化学物質の種類と使用目的、使用・製造の規模量等

(2) 特定管理化学物質の取扱工程

(3) 管理方法に関する事項

ア 特定管理化学物質の排出を防止する設備等の内容とその保守管理について

イ 特定管理化学物質の排出状況の監視の方法

ウ 特定管理化学物質の使用量、製造量、製品としての出荷量、環境への排出量及び事業場外への移動量の把握の方法

エ 特定管理化学物質の保管方法及びその容量

オ その他の管理方法

(4) 事故・災害の防止対策

(5) 管理組織について

ア 管理組織の名称及び管理責任者

イ 管理組織図

ウ 従業員教育及び訓練の内容及び実施方法

自主管理マニュアルの記載例

様式 17

化学物質自主管理マニュアル提出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 札幌市長

提出者 住所 〒060-0001

※1

札幌市中央区北1条西2丁目

氏名 株式会社 さっぽろ

代表取締役社長 札幌 太郎

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

札幌市生活環境の確保に関する条例第85条の規定により、化学物質自主管理マニュアルを作成(変更)したので、次のとおり提出します。

事業場の名称	株式会社 さっぽろ 札幌支店			※2
事業場の所在地	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目			※3
事業場において行われる事業が属する業種	業 種 名		業種コード	
	(うち主たるもの)		1900	
	出版・印刷・同関連産業	※4	5930	
	燃料小売業			
常時使用従業員数	※5	20人	全事業場の常時使用従業員数	※6 25人
化学物質自主管理マニュアル	別添のとおりに			
担当部署	担当部署名 環境部 対策課 担当者名 札幌 花子(さっぽろ はなこ) 電話 / F A X 011-211-2882/011-218-5108 電子メールアドレス kankyo@aaa.bbb.com			※7
※備考				

注1 この化学物質自主管理マニュアルは、事業場ごとに作成してください。

2 事業場において行われる事業が属する業種の欄には、日本標準産業分類の中分類項目の当該事業場における主たる事業に属する業種を最上欄に記入し、2以上の業種に属する事業を行う事業場にあつては、次欄以降にその他の業種を記入してください。また、業種コードの欄には、業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記入してください。

3 常時使用従業員数の欄及び全事業場の常時使用従業員数の欄には、提出日における当該事業場の人数及び全事業場の人数を記入してください。

4 ※の欄には記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※1 『提出者』

提出者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）を記入して下さい。
郵便番号は7桁で記入し、その地区で通常用いられる郵便番号を記入して下さい。
提出者は、法人にあっては代表者の氏名を記載下さい。

※2 『事業場の名称』

事業場の名称を記入して下さい。

複数の事業場を有する事業者にあつては、それぞれの事業場の区別が付くように、異なる事業場には異なる名称を記入して下さい。（特に名称がない事業場にも、本報告の便宜を図るため、適切な名称を付して下さい。例：本社、〇〇工場）

※3 『事業場の所在地』

事業場の所在地を記入して下さい。

郵便番号は7桁で記入し、その地区で通常用いられる郵便番号を記入して下さい。

※4 『事業場において行われる事業が属する業種』

「業種名」には p7～8、2（3）対象業種に書かれた表の中から、当該事業場において行われる事業が属する対象業種を記入して下さい。

「業種コード」には p7～8、2（3）対象業種に書かれた表の業種名に対応する業種コード（4桁）を記入して下さい。

業種の考え方は、3※5『事業場において行われる事業が属する業種』（p13）を参考にして下さい。

※5 『(事業場における) 常時使用従業員数』

当該事業場における常時使用従業員数を記入して下さい。

常時使用人数の考え方は、2（4）常時使用従業員数(p9)を参考にして下さい。

※6 『全事業場の常時使用従業員数』

事業者全体の常時使用従業員数(p9)を記入して下さい。

※7 『担当部署』

提出後、札幌市から内容等について問い合わせさせていただくことがありますので、本報告の担当者の所属する部署、氏名（できればふりがなをお願いします。）、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスを記入してください。

(3) 化学物質自主管理マニュアルの内容（作成例）

以下に作成例を示しますが、あくまで作成例ですので、事業場の業務内容にあった実行性のあるマニュアルを作成してください。

ア 特定管理化学物質の種類と使用目的、使用・製造の規模量等

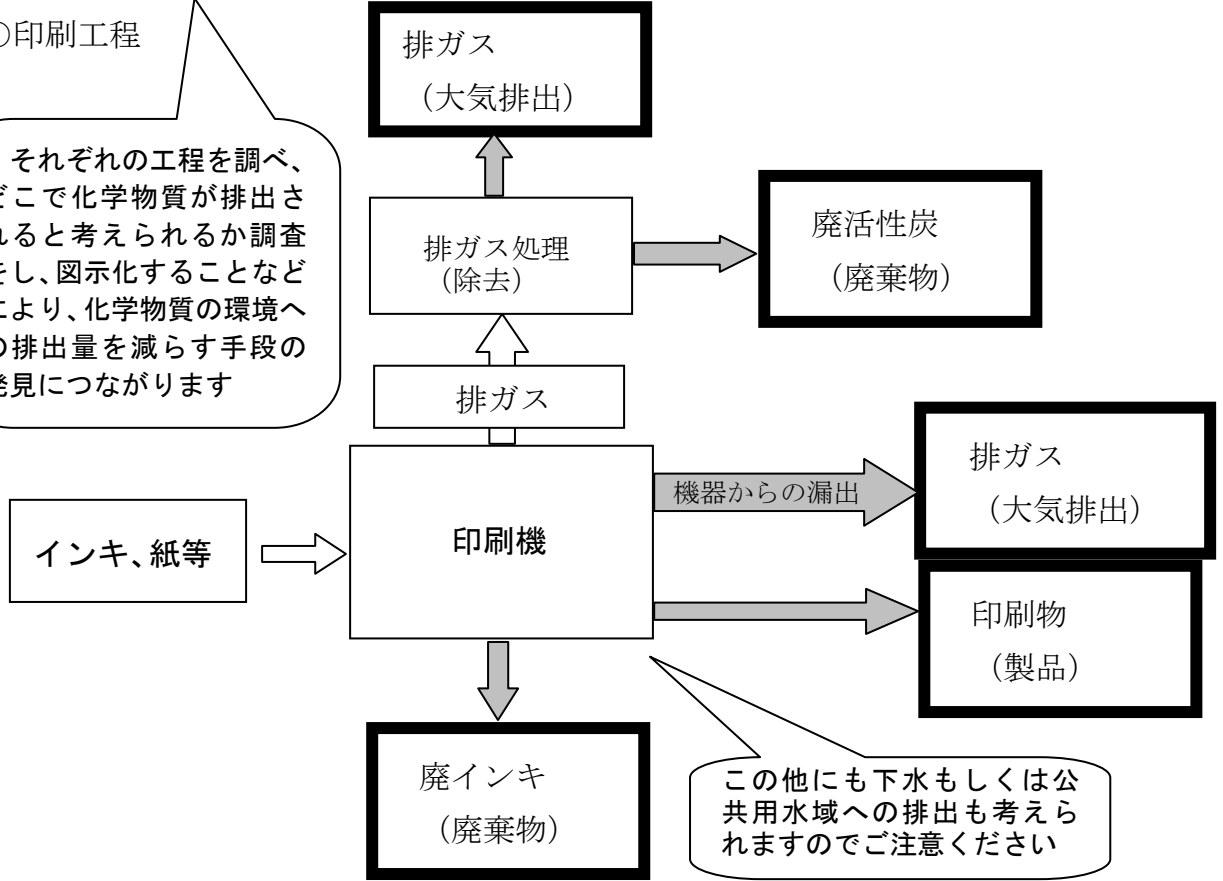
これは、毎年報告しなければならない化学物質の排出量等の報告の際、要件に該当するかを判断する上で必要な表となっています。各工程ごとなど、把握のしやすい単位で表にまとめると、今後計算などが行いやすくなります。

特定管理化学物質の番号	15	15	63
特定管理化学物質名	キシレン	キシレン	ベンゼン
使用目的	塗料の希釈 剤及び溶剤	ガソリン成分	ガソリン成分
使用量 (kg/年)	200	8,000	460
製造量 (kg/年)	0	0	0
使用施設の能力・容積	保管庫 2m ²	地下タンク 10kL	地下タンク 10kL
所管部局	印刷部	給油部	給油部

イ 特定管理化学物質の取扱工程

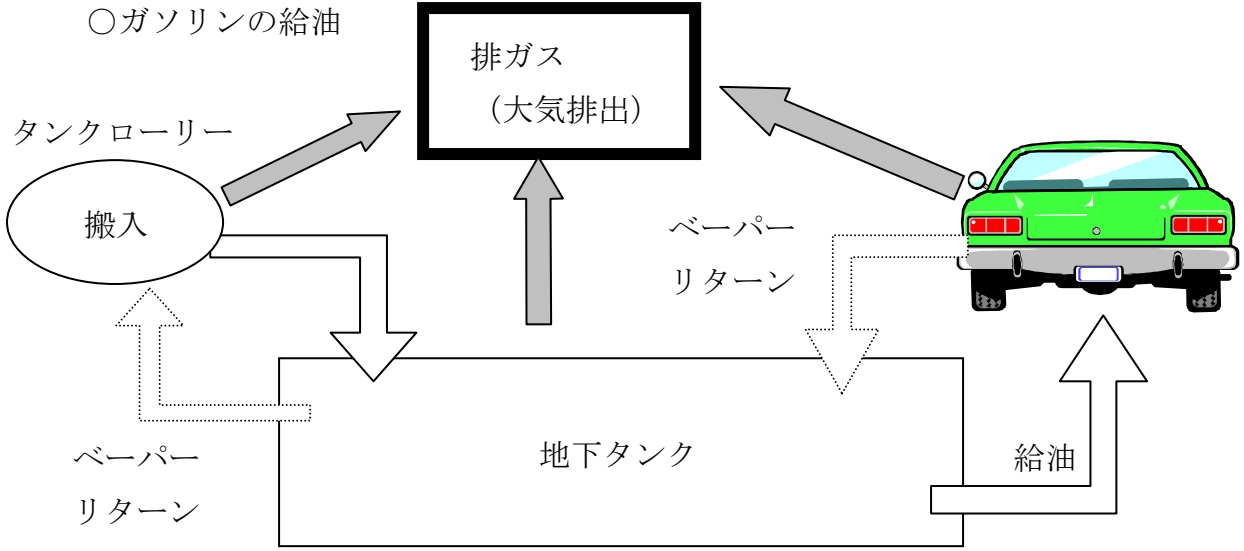
○印刷工程

それぞれの工程を調べ、
どこで化学物質が排出され
ると考えられるか調査を
し、図示化することなど
により、化学物質の環境へ
の排出量を減らす手段の
発見につながります



この他にも下水もしくは公
共用水域への排出も考えら
れますのでご注意ください

○ガソリンの給油



ウ 管理方法に関する事項

(7) 特定管理化学物質の排出を防止する設備等とその保守管理について

同種の業種の例なども参考に、業種にあった設備や保守管理を定めましょう。点検内容は、なるべく具体的に記入して下さい。

a 排出防止設備等の内容

- (a) 印刷機からの排ガスを活性炭吸着装置で処理
- (b) ペーパーリターン装置の設置

b 保守管理

- (a) 日常点検による運転状況の異常有無を確認
- (b) 定期点検による装置各部のゆるみ、漏れ、亀裂、腐食等の点検
- (c) 定期点検による活性炭吸着効率の確認

(i) 特定管理化学物質の排出状況の監視の方法

イで調査して排出場所がわかったので、そこから排出される化学物質を把握する方法を定めます。排出量が把握されると、周りの住民とのコミュニケーションの手段に使えます。

- a 排ガス排出口での検知管による濃度測定
- b 搬入時における受入ロスと給油時における給油ロスを算出

(ii) 特定管理化学物質の使用量等の把握の方法

毎年、排出量等を報告する際の計算方法です。特定管理化学物質ごとに算出してください。算出の仕方は、日々研究されていますので、こまめに見直しをしましょう。

a 使用量の把握

インキ、洗浄剤及びガソリンの年間使用量に対象化学物質の濃度を乗じて算出
年間使用量 (L) × 比重 × 対象となる化学物質の含有率 (%)

b 製品としての出荷量の把握

年間給油量 (L) × 比重 × 対象化学物質の含有率 (%)

インキ中のトルエン、キシレン、洗浄剤のトルエンは、全て気散する。

c 環境への排出量

大気への排出量 (大気にしか排出されない) を求める。

d 大気への排出量

- ・インキ、洗浄剤中の対象化学物質

年間インキ及び洗浄剤の使用量 (kg) - 活性炭吸着量 (年間インキ及び洗浄剤の使用量 × 除去率) (kg)

- ・ガソリン中の対象化学物質
年間受入量 (L) × 受入時排出係数 + 年間給油量 (L) × 給油時排出係数
- e 廃棄物としての移動量
 - ・活性炭に吸着した対象化学物質
年間インク及び洗浄剤の使用量 (kg) × (活性炭除去率 - 分解率)
 - ・廃インキ中の対象化学物質
年間廃棄量 (L) × 対象物質含有率 (%)

(エ) 特定管理化学物質の保管の方法及びその容量

どのような場所に、何が保管されているのかを調査し、まとめておきましょう。貯蔵施設の能力に応じた保管量で保管することとし、必要以上の化学物質の搬入を避けましょう。

a 保管の方法

貯蔵施設	特定管理化学物質名	容量、面積等
倉庫	キシレン (18L 缶 (溶剤用)) トルエン (18L 缶 (洗浄用))	4 0 m ²
地下タンク (レギュラーガソリン用)	エチルベンゼン、キシレン、 1, 3, 5-トリメチルベンゼン、 トルエン、ベンゼン	1 0 kL
.....

※ 別添工場見取図参照

(オ) その他の管理方法

今までの管理の方法のほか、事業場で行っている管理方法について記載します。なるべく具体的に記載して下さい。特定管理化学物質以外の化学物質についても管理することが大切です。

a 帳簿類の整備

- (a) 化学物質出納簿 (化学物質の使用量や購入量等を毎日記録)
- (b) MSDS 管理簿 (購入した製品の MSDS を綴る)
- (c) 取扱施設台帳 (工場内の施設の場所や取扱工程、取扱物質等をまとめている)

b 排出量削減取組

- (a) 排出量削減計画を 3 年ごとに 6 月末日までに作成する。
- (b) 毎年、排出量削減計画実施報告書を 4 月末日までにまとめる。
- (c) 3 年ごとに排出量削減計画見直しを行い、6 月末までに報告書をまとめる。

エ 事故災害の防止対策

(7) 事故・災害の事前防止対策

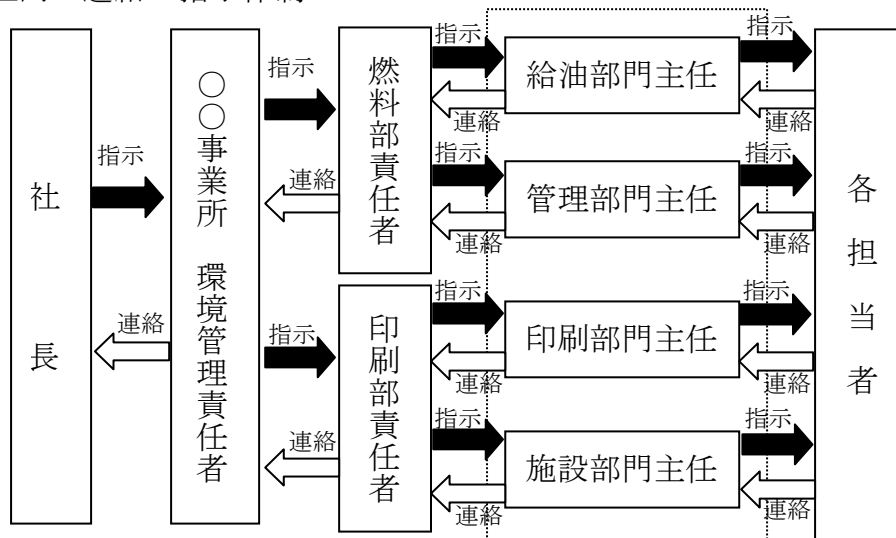
事故や災害を未然に防止できる、又、万が一起こってしまったとしても、被害の拡大を防止できるような事前の対策を立てましょう。

- 事故事例等の情報収集（発生原因、被害）と分類整理…総務課資料室に常備
- 取扱施設の漏洩防止化
 - ・地下タンクに防油堤を設置
 - ・貯蔵庫の床をコンクリート化し、上屋を設置し雨が直接当たらないようにする。
- 施設、設備、機器類、貯蔵庫の定期点検
 - ・年4回定期点検を実施し、その結果を点検簿に記載
 - ・労働安全衛生法に基づく点検を実施し、その結果を点検簿に記載する。
- 誤動作防止表示

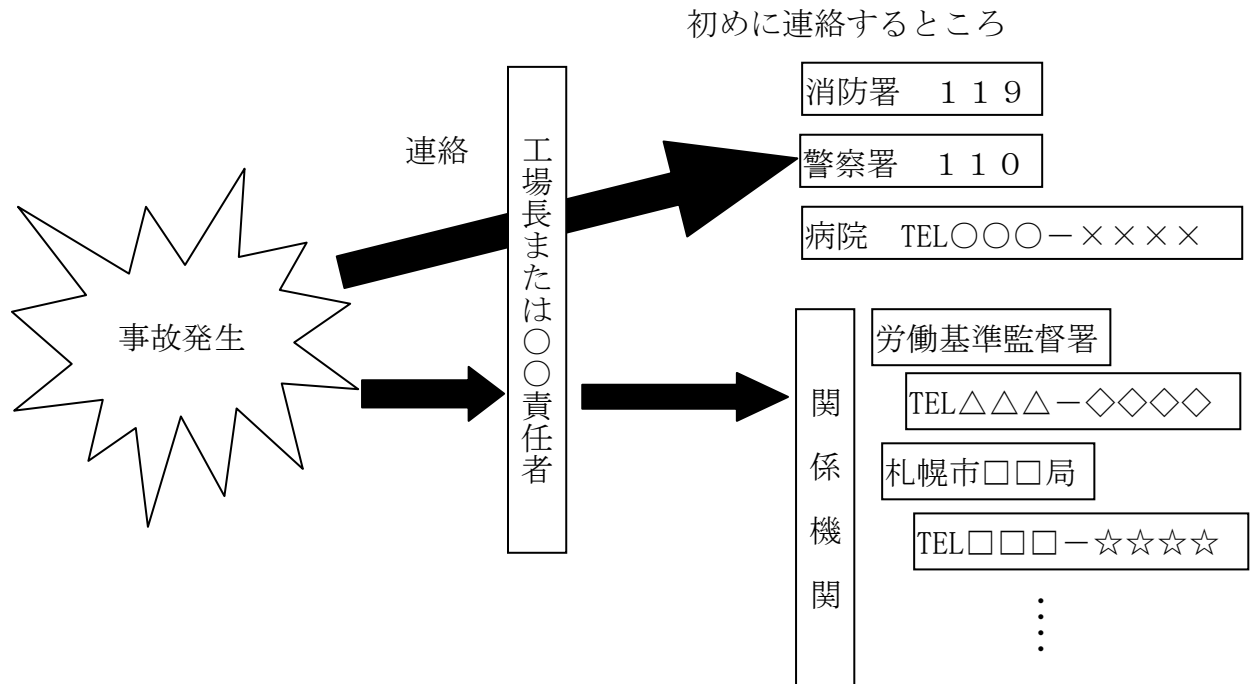
(イ) 事故時の汚染拡大防止対策

事故が起こってしまったとき、迅速な対応と協力体制は欠かせません。そのために必要な連絡体制や対応マニュアルなど、具体的な内容で、万が一事故が起こったときに、迅速に対応できるよう、日頃から気を付けましょう。

a 社内の連絡・指示体制



b 緊急時連絡先



- c 事故対応マニュアルの整備
応急措置・安全確保の内容
関連施設の運転停止
停止手段
避難経路……

オ 管理組織について

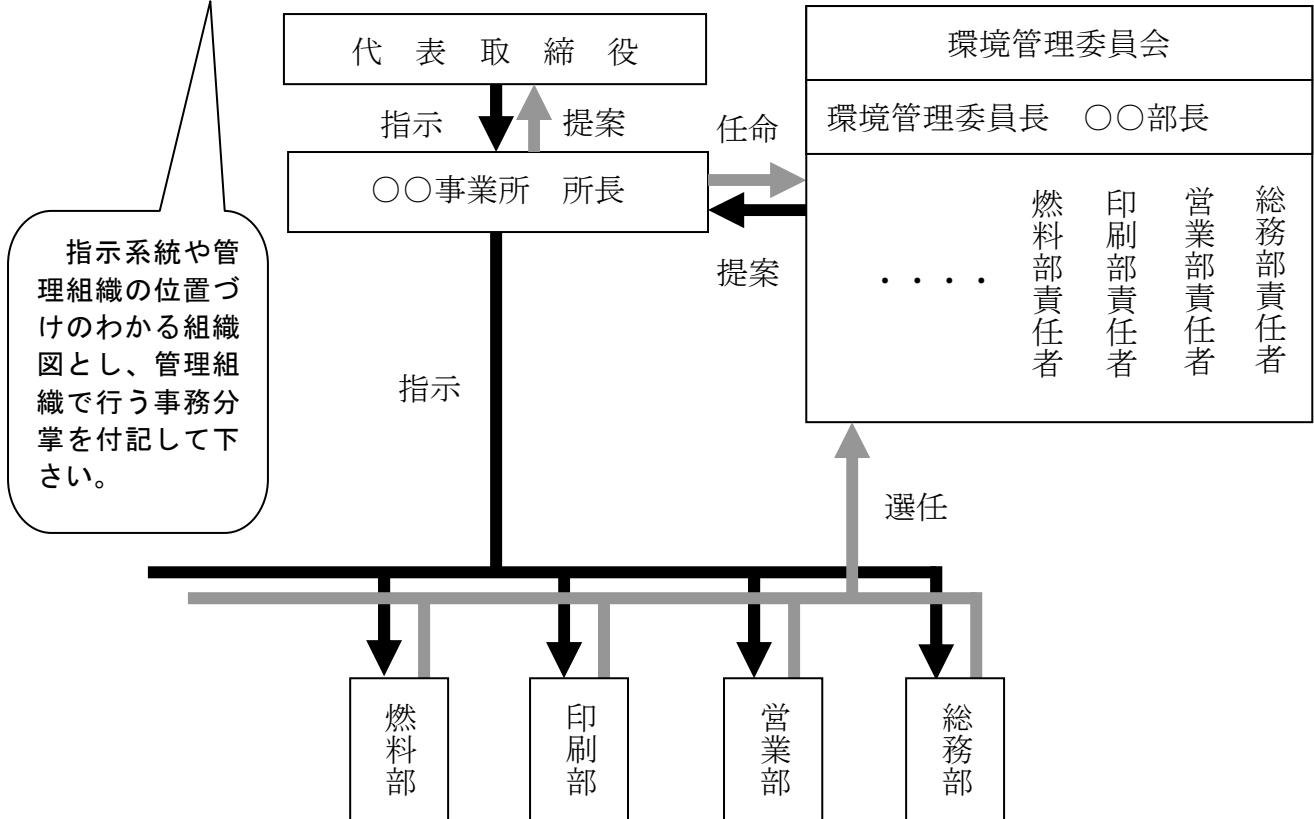
(ア) 管理組織の名称

主に、化学物質に係る環境の管理に関する業務を行う組織を設置して下さい。

「環境管理委員会」

委員長 ○〇部長 △□ ×☆

(イ) 管理組織図



環境管理委員会事務分掌

- ・ 環境管理目標及び方針の設定
- ・ 化学物質購入審査に関すること
- ・ 社内管理文書の管理に関すること
- ・ 化学物質の情報収集・整理
- ・ 従業員の教育訓練の計画策定及び実施報告書の作成に関すること
- ・ 化学物質の排出量削減計画の策定、報告書の作成及び見直しに関すること

(ウ) 従業員教育及び訓練の内容及び実施方法

事業場で必要な従業員教育及び訓練をいつ（もしくは年何回）どのような内容で、誰に対して行うかを具体的に記載して下さい。

a 個別教育及び訓練

印刷部及び燃料部の社員に対し、毎年4月取り扱っている化学物質についての安全教育、情報提供、事故処理の仕方について教育を行い、事故処理の仕方については、実地訓練を行う。

b 全従業員教育及び訓練

全従業員に対し、毎年5月に〇〇事業所で扱っている全ての化学物質の管理方法、緊急時の対処の仕方について教育を行い、毎年9月に応急処置など、事故時の対応について訓練を行う。

<「化学物質適性管理届出の手引き」作成・改訂履歴>

平成15年	4月	「化学物質適正管理届出の手引き」作成
平成17年	4月	燃料油中の対象化学物質含有率及び排出係数の変更に伴う改訂
平成20年	4月	燃料油中の対象化学物質含有率及び排出係数の変更に伴う改訂
平成22年	11月	特定管理化学物質の変更に伴う改訂
平成25年	3月	特定管理化学物質の変更に伴う改訂

この手引きに関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

〒 060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市環境局 環境都市推進部 環境対策課

TEL 011-211-2882 FAX 011-218-5108

ホームページ : <http://www.city.sapporo.jp/kankyo/>